

令和7年度分 市民税・県民税申告の手引き

名古屋市

1 申告書を提出する必要がある方

令和7年1月1日に名古屋市内に住所があり、令和6年中に所得があった方は、市民税・県民税申告書を提出してください。

ただし、次の方は、申告書を提出する必要はありません。

- (1) 所得税の確定申告書を提出した方(※1)
 - (2) 給与所得のみの方で、勤務先において年末調整を受けた方(※2)
 - (3) 公的年金等(国民年金、厚生年金、企業年金、恩給など)の所得のみの方(※3)
 - (4) 上場株式等の配当等で支払時において住民税が徴収された配当等(以下「特定配当等」といいます。)の所得または源泉徴収口座における株式等(以下「特定株式等」といいます。)の譲渡所得等のみの方、(2)または(3)に該当する方でこれらの所得がある方
- (※1) 区内に事務所、事業所または家屋敷があり、その区内に住所がない方は、確定申告書を提出した場合でも、市民税・県民税申告書(事務所・事業所又は家屋敷分)を提出してください。
- (※2) 給与所得の源泉徴収票に記載されていない控除(医療費控除など)を受けようとする場合は、市民税・県民税申告書を提出してください。
- (※3) 公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除(医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除など)を受けようとする場合は、市民税・県民税申告書を提出してください。なお、公的年金等の収入金額が400万円以下の方で、所得税の確定申告書を提出する必要がない方についても、同様に控除を受けようとする場合は、市民税・県民税申告書を提出する必要があります。

2 申告期限… 令和7年3月17日(月)

早めの提出に
ご協力ください

3 お問い合わせ先・提出先… 令和7年1月1日にお住まいの区を担当する市税事務所

- お問い合わせ先・提出先、申告会場(市税事務所、区役所・支所)など、詳しくは申告書をご覧ください。
- 申告会場は混雑することがありますので、郵送による提出が便利です。同封の返信用封筒をご利用ください。

お 知 ら せ

令和6年中に所得がなかった方は申告の必要はありませんが、国民健康保険料の算定や証明発行の資料となりますので、申告書の提出をおすすめします。申告書を提出していただく際には、申告書の裏面下「◆記載についてお願い◆」欄に、令和6年中の生活状況などを具体的に記入してください。

申告していただくときの注意事項

- ★ 特定配当等の所得や特定株式等の譲渡所得等については、所得税と市民税・県民税で異なる課税方式を選択することはできません。これらの所得については、所得税の確定申告において申告した場合に限り、市民税・県民税の所得に算入されます。
- ★ 上場株式等の譲渡損失については、所得税の確定申告において損益通算及び繰越控除が適用された場合に限り、市民税・県民税において損益通算及び繰越控除が適用されます。
- ★ 次のア、イのいずれかに該当する方は、別途申告書の提出が必要です。また、アに該当する方は、雑損控除の控除額の計算方法が異なります。詳しくは、市税事務所へお問い合わせください。
 - ア 土地・建物等や株式等の譲渡所得などがある方…市民税・県民税申告書(分離課税等用)
 - イ 名古屋市が条例により指定した指定特定非営利活動法人に対して支払った寄附金について、寄附金税額控除の適用を受けようとする方…市民税・県民税申告書(寄附金税額控除申告書(二))
- ★ 市民税・県民税申告書等の様式については、名古屋市公式ウェブサイト(<https://www.city.nagoya.jp/>)からダウンロードすることができます。詳しくは、8ページをご覧ください。
- ★ 事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行う全ての方は、記帳と帳簿書類の保存が必要です。なお、所得税の確定申告書を提出する必要がない方も含みます。
- ★ 市民税・県民税申告書を提出した方は、事業税の申告書を提出する必要はありません。

1 収入金額等 / 2 所得金額

所得の種類ごとに収入金額及び所得金額を計算して、該当する欄に金額を記入してください。表中のカタカナ記号及び丸数字は、申告書に対応しています。

収入金額とは … 所得税や社会保険料を差し引く前の給与、年金、売上金及び賃貸料など、令和6年中に収入を得ることが確定した金額をいいます。

所得金額とは … 収入金額から、その収入を得るための必要経費または法令で定められている一定の控除額を差し引いた金額をいいます。

所得の種類			所得の概要	計算方法及び記入方法
ア/①	事業	営業等	卸売業、小売業、飲食店業、サービス業などの営業から生ずる所得や、外交員、医師、弁護士などの事業から生ずる所得	所得金額＝収入金額－必要経費 所得の種類ごとに収入金額や必要経費などを、申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」に記入してください。
イ/②		農業	農作物の生産、果樹などの栽培、家畜の飼育などから生ずる所得	
ウ/③	不動産		地代、家賃、土地家屋の権利金などの所得	
エ/④	利子		預金や公社債の利子、公社債投資信託や貸付信託の収益の分配などによる所得（※1）	所得金額＝収入金額
オ/⑤	配当		法人から受ける配当や投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除きます。）などの収益の分配による所得（※2）	所得金額＝収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子 種類などを、申告書裏面の「8 配当所得に関する事項」に記入してください。
カ/⑥	給与		給与、賃金及び賞与などの所得（パートタイム、アルバイトによる収入を含みます。）	給与と所得の計算には、11ページの計算表をご利用ください。（※3）（※5） 日給などで源泉徴収票のない方は、収入の内訳などを申告書裏面の「6 給与所得の内訳」に記入してください。
キ/⑦	雑	公的年金等	国民年金、厚生年金、企業年金及び公務員の共済年金などの所得（※4）	公的年金等の雑所得の計算には、11ページの計算表をご利用ください。（※5）
ク/⑧		業務	原稿料、講演料、シルバー人材センターの報酬など、副収入による所得	
ケ/⑨		その他	金銭の貸付けによる利子及び生命保険の年金（個人年金保険）など、他の所得にあてはまらない所得	
⑩		合計	上記⑦～⑨の金額の合計額を記入してください。	
コ/⑪	総合譲渡	短期	書画、骨とう品など土地、建物等以外の資産の譲渡による所得のうち、その資産の取得の日以後5年以内に譲渡したもの	収入金額や必要経費などを申告書裏面の「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に記入して、所得金額を計算してください（特別控除額は原則として50万円です。）。 なお、計算した所得金額を イの金額 → 申告書表面のコ ロの金額 → 申告書表面のサ ハの金額 → 申告書表面のシ ニの金額 → 申告書表面の⑪ にそれぞれ記入してください。
サ/⑪		長期	書画、骨とう品など土地、建物等以外の資産の譲渡による所得のうち、その資産の取得の日以後5年を超えてから譲渡したもの	
シ/⑪	一時		クイズなどの賞金、懸賞当せん金、競馬や競輪の払戻金、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金などの所得	
⑫	合計		上記①～⑥、⑩、⑪の金額の合計額を記入してください。	

（※1）銀行等の預金の利子など、支払時において住民税が徴収されたものについては申告の必要はありませんが、国外の銀行等の預金の利子など、源泉徴収されないものなどは申告が必要です。

- (※2) 非上場株式の少額配当等がある場合は、所得税とは異なり申告不要制度はありませんので、その金額も含めて記入してください（少額配当等とは、1 銘柄につき 1 回の配当等の金額が〔10 万円×配当計算期間の月数÷12〕以下のものです。）。なお、上場株式等に係る配当所得等（発行済株式総数の 3%以上の株式に係る配当等を除きます。）については申告の必要はありません（1 ページの「1 申告書を提出する必要のある方」の(4)をご覧ください。）。
- (※3) 通勤費、転居費、研修費等の特定支出がある方で、給与所得者の特定支出控除を受けようとする場合は、給与所得の計算方法が異なります。詳しくは、市税事務所へお問い合わせください。
- (※4) 障害年金や遺族年金は課税対象から除かれますので、申告の必要はありません。
- (※5) 以下の条件に該当する方は、所得金額調整控除が適用されます（一定の計算式により計算した額が給与所得の金額から控除されます。）。所得金額調整控除額の計算には、11 ページの計算表をご利用ください。
- 給与等の収入金額が850万円を超える方のうち、次のア～ウのいずれかに該当する方
 - ア 特別障害者に該当する方
 - イ 年齢23歳未満の扶養親族がいる方
 - ウ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる方
 - 給与所得の金額と公的年金等の雑所得の金額の両方があり、合計額が10万円を超える方

3 所得から差し引かれる金額に関する事項 / 4 所得から差し引かれる金額

「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」を記入のうえ、控除額を計算して、「4 所得から差し引かれる金額」に記入してください。表中の丸数字は、申告書に対応しています。なお、下線付きの用語の説明は、6ページをご覧ください。

所得控除の種類		控除の条件など及び記入方法	控除額
⑬	社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする（日常生活の生活費などを共にしている）配偶者その他の親族が負担する国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、国民年金基金の掛金などを、あなたが令和6年中に支払った、またはあなたの給与や年金から差し引かれた場合（※1）	支払った金額
⑭	小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済（旧第2種共済契約を除きます。）制度や企業型確定拠出年金制度、個人型確定拠出年金制度（iDeCo）、心身障害者扶養共済制度の掛金を、あなたが令和6年中に支払った場合	
⑮	生命保険料控除	生命保険や個人年金保険、介護医療保険などの保険料や掛金を、あなたが令和6年中に支払った場合（※2）	12ページ参照
⑯	地震保険料控除	住宅や家財などの損害保険契約に係る地震等損害部分の保険料や掛金、または平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約（満期返戻金等のあるもので保険期間または共済期間が10年以上の損害保険契約）に係る保険料や掛金（旧長期損害保険料）を、あなたが令和6年中に支払った場合	
⑰	寡婦控除	夫と離婚した後婚姻をしていない方で、次のア～ウのすべてに該当する方 ア 生計を一にする子以外の扶養親族がいる方 イ 令和6年中の合計所得金額が500万円以下の方 ウ 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がない方	26万円
		夫と死別した後婚姻をしていない方または夫が生死不明な方で、次のア、イすべてに該当し、ひとり親に該当しない方 ア 令和6年中の合計所得金額が500万円以下の方 イ 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がない方	
		寡婦控除及び死別、離婚等の別を□にチェックしてください。	
⑱	ひとり親控除	未婚の方や配偶者と離婚・死別した後婚姻をしていない方または配偶者が生死不明な方で、次のア～ウのすべてに該当する方 ア 令和6年中の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子（他の納税者の同一生計配偶者や扶養親族とされている方を除きます。）がいる方 イ 令和6年中の合計所得金額が500万円以下の方 ウ 住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載がない方 □にチェックしてください。	30万円

所得控除の種類		控除の条件など及び記入方法	控除額
⑱	勤労学生控除	令和6年中の合計所得金額が75万円以下で、かつ、そのうち勤労によらない所得が10万円以下の勤労学生の場合 □にチェックして、学校名を記入してください。	26万円
⑳	障害者控除	あなたやあなたの同一生計配偶者、扶養親族が障害者の場合 該当する方の氏名、フリガナ、マイナンバー（個人番号）、障害の程度を記入してください。特別障害者に該当する場合は、氏名を○で囲んでください。	
		障害者…身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳をもっている方など身体や精神に障害のある方や、社会福祉事務所長から「障害者控除対象者認定書」が交付された方	26万円
		特別障害者…障害者のうち、身体障害者手帳に障害の程度が1級または2級と記載されている方や精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級と記載されている方など、身体や精神の障害の程度が重い方	30万円
		同居特別障害者…特別障害者のうち、あなたやあなたの配偶者またはあなたと生計を一にするその他の親族と同居している方	53万円
㉑ ㉒	配偶者控除・ 配偶者特別控除・ 同一生計配偶者	次のア、イのいずれかに該当する場合 ア 同一生計配偶者がいる方 イ あなたの令和6年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者（事業専従者を除きます。）の令和6年中の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の方 配偶者の氏名、フリガナ、マイナンバー、生年月日を記入してください。（※3） 上記アに該当する方のうち、合計所得金額が1,000万円超の方（控除対象外） 市民税・県民税の非課税判定等は同一生計配偶者の数を含めて行いますので、□にチェックしてください。	
		上記アに該当する方のうち、合計所得金額が1,000万円以下の方（配偶者控除の適用を受ける方）	7ページ 参 照
		上記イに該当する方（配偶者特別控除の適用を受ける方） 配偶者の合計所得金額を記入してください。	
㉓	扶養控除	あなたに、控除対象扶養親族がいる場合 該当する方の氏名、フリガナ、マイナンバー、生年月日、同居・別居の区分（該当の□にチェックしてください。）、続柄、控除額を記入してください。（※3）	
		一般…年齢16歳以上19歳未満の方（平成18年1月2日～平成21年1月1日に生まれた方）及び年齢23歳以上70歳未満の方（昭和30年1月2日～平成14年1月1日に生まれた方）	33万円
		特定…年齢19歳以上23歳未満の方（平成14年1月2日～平成18年1月1日に生まれた方）	45万円
		老人…年齢70歳以上の方（昭和30年1月1日以前に生まれた方）	38万円
		同居老親等…年齢70歳以上の方のうち、父母などで同居している方	45万円
㉔	基礎控除	令和6年中の合計所得金額が2,400万円以下の方	43万円
		令和6年中の合計所得金額が2,400万円超2,450万円以下の方	29万円
		令和6年中の合計所得金額が2,450万円超2,500万円以下の方	15万円
㉕	⑬から㉔までの計	上記⑬～㉔の金額の合計額を記入してください。	

所得控除の種類		控除の条件など及び記入方法	控除額
②⑥	雑損控除	あなたや、令和6年中の総所得金額等が48万円以下の配偶者その他の親族で、生計を一にする方が、令和6年中に災害や盗難などにより住宅や家財などの資産に損害を受けた場合、または令和6年中に災害に関連してやむを得ない支出（災害関連支出（※4））をした場合	12ページ 参 照
②⑦	医療費控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために、あなたが令和6年中に医療費等を支払った場合（※5）	別 紙 医療費控除 の明細書 参 照
②⑧	合計(②⑤+②⑥+②⑦)	上記②⑤～②⑦の金額の合計額を記入してください。	
16歳未満の扶養親族 (控除対象外)		あなたに、16歳未満の扶養親族がいる場合 市民税・県民税の非課税判定等は16歳未満の扶養親族の数を含めて行いますので、該当する方の氏名、フリガナ、マイナンバー、生年月日、同居・別居の区分（該当の□にチェックしてください。）、続柄を記入してください。（※3）	

- (※1) 生計を一にする親族が受け取る公的年金等から直接差し引かれている国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料は、あなたの社会保険料控除の対象にはなりません。なお、生計を一にする親族が支払うべき国民健康保険料または後期高齢者医療保険料を口座振替により支払った場合は、支払った方の社会保険料控除の対象とすることができます。
- (※2) この控除を受けようとする場合は、支払額などの証明書を添付または提示していただきますが、一般の生命保険料(旧契約に係るものに限り)の支払額が1契約につき9,000円以下のものは、証明書は必要ありません。
- (※3) 別居の同一生計配偶者(控除対象配偶者を含みます。)や扶養親族がいる場合は、申告書裏面の「12 別居の扶養親族等に関する事項」にその方の氏名、住所などを記入してください。また、国外に居住する方については、該当の□にチェックしてください。
- (※4) 災害により滅失した住宅、家財などの取壊しや除去などのための費用をいいます。
- (※5) **必ず医療費控除の明細書を添付してください。医療費の領収書の添付または提示によることはできません。**
セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の適用を選択する場合は、セルフメディケーション税制の明細書の添付が必要です。詳しくは、市税事務所へお問い合わせください。

用 語 の 説 明	
総 所 得 金 額 等	損失の繰越控除後の総所得金額（申告書⑫の金額）、株式等の譲渡所得等の金額、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得等の金額、先物取引の雑所得等の金額、特別控除額を控除する前の分離課税分の譲渡所得の金額、山林所得金額、退職所得金額（分離課税分を除きます。）の合計額
合 計 所 得 金 額	上記の総所得金額等の説明文の「損失の繰越控除後」を「損失の繰越控除前」と読み替えた金額
同 一 生 計 配 偶 者	あなたと生計を一にする配偶者（他の納税者の扶養親族とされている方や事業専従者を除きます。）で、令和6年中の合計所得金額が48万円（パートタイムなど給与収入のみの場合は収入金額103万円）以下の方
控 除 対 象 配 偶 者	同一生計配偶者のうち、あなたの令和6年中の合計所得金額が1,000万円以下である場合の配偶者
扶 養 親 族	あなたと生計を一にする親族等（配偶者・事業専従者を除きます。）で、令和6年中の合計所得金額が48万円以下の方
控除対象扶養親族	扶養親族のうち、年齢16歳以上の方（平成21年1月1日以前に生まれた方） ※30歳以上70歳未満の日本国外に居住している扶養親族については、留学生や障害者、生活費等に充てるための支払を38万円以上受けている者に限ります。
16歳未満の扶養親族	扶養親族のうち、年齢16歳未満の方（平成21年1月2日以後に生まれた方）

◇ 配偶者控除・配偶者特別控除の控除額

令和 6 年中のあなたの合計所得金額と配偶者の合計所得金額を下の表にあてはめ、該当する控除額を「4 所得から差し引かれる金額」に記入してください。表中の丸数字は、申告書に対応しています。

配 偶 者 の 合計所得金額		あ な た の 合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
②① ～ ②② 配偶者（特別） 控除	配偶者 控 除	48万円以下	33万円	22万円	11万円
		老人（70歳以上） （昭和 30 年 1 月 1 日以前生まれ）	38万円	26万円	13万円
	配 偶 者 特 別 控 除	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
		100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
		105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
		110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
		115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
		120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
		125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
		130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
		133万円超	適用なし		

（注）あなたの合計所得金額が 1,000 万円を超える場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることができません。

※「合計所得金額」については、6 ページの説明をご覧ください。

※パートタイムなど給与収入のみの場合は、11 ページの「⑥給与所得」により計算した金額が合計所得金額となります。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和 7 年 4 月 1 日において 65 歳未満の方は給与所得以外) の市民税・県民税の納税方法

あなたに、給与や公的年金等に係る所得と、それ以外の所得がある場合に、給与や公的年金等に係る所得以外の所得分に対する市民税・県民税を、給与から差し引く（特別徴収）か、自分で納付する（普通徴収）かを選択できます（令和 7 年 4 月 1 日において 65 歳未満の方は、給与所得以外の所得分に対する市民税・県民税の納税方法を選択できます。）。

希望する方法の□にチェックしてください。

裏 面

6～10については、この手引きの3ページの各所得の説明を、12については6ページの（※3）の説明をご覧ください。

11 事業専従者に関する事項

あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族（15歳以上に限ります。）で、あなたの事業にもつぱら従事した方がいる場合に、その方の氏名、続柄、専従者給与（控除）額などを記入してください。

なお、白色申告の場合は、その事業専従者 1 人につき、次のア、イのいずれか少ない方の金額を記入してください。

ア 860,000円（配偶者以外の場合は500,000円）

イ （事業専従者控除額を差し引く前の所得金額）÷（事業専従者の数+1）

13 事業税に関する事項

事業を営んでいる方で該当する項目がある場合に必要事項を記入してください。
詳しくは、最寄りの県税事務所へお問い合わせください。

14 寄附金に関する事項

あなたが令和 6 年中に次のア～オの団体に対して支払った寄附金の合計額が 2,000 円を超える場合に記入してください。なお、申告書を提出する場合は、アの団体に対して支払った寄附金のうち、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の申請を行ったものについても申告する必要がありますので、その寄附金を含めた合計額を記入してください。

ア 都道府県・市町村・特別区（特例控除対象）（注）

イ 都道府県・市町村・特別区（特例控除対象以外）

ウ 愛知県共同募金会

エ 日本赤十字社愛知県支部

オ 愛知県または名古屋市が条例で指定した団体等

（注）ふるさと寄附金（納税）の対象として総務大臣から指定を受けている都道府県・市町村・特別区をいいます。

名古屋市公式ウェブサイトで、寄附金税額控除の対象として名古屋市が条例で指定している団体等をご覧ください。

寄附金税額控除

寄附先一覧

サイト内検索

15 所得金額調整控除に関する事項

給与等の収入金額が850万円を超える方のうち、次のア～ウのいずれかに該当する方は、それぞれ対象となる方について必要事項を記入してください。

ア 特別障害者に該当する方 … あなたの氏名、続柄（本人）など

イ 年齢23歳未満の扶養親族がいる方 … その扶養親族の氏名、続柄など

ウ 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族がいる方 … その扶養親族等の氏名、続柄など

市民税・県民税の試算と申告書の作成ができます

名古屋市公式ウェブサイトの「市民税・県民税の試算と申告書の作成ができます」ページから、簡単に市民税・県民税申告書が作成できます。また、医療費控除の明細書等の様式のダウンロードや市民税・県民税額の試算もできます。

市民税

試算と申告

サイト内検索

対応しているブラウザはMicrosoft Edge、Firefox、Google Chrome、Safariです。なお、いずれのブラウザにおいても、JavaScriptが無効になっている場合など、セキュリティレベルが高いと正常に動作しないことがあります。

※「市民税・県民税申告書（分離課税等用）」は作成できませんので、分離課税に係る所得等がある場合は、別途「市民税・県民税申告書（分離課税等用）」をダウンロードして使用してください。

令和7年度以降適用される市民税・県民税に関する主な税制改正

令和7年度以降適用される市民税・県民税に関する主な税制改正について、詳しくは名古屋市公式ウェブサイトをご覧ください。

令和7年 税制改正

サイト内検索

「控除対象配偶者以外の同一生計配偶者」に係る定額減税 【令和7年度のみ】

令和6年度の市民税・県民税額及び定額減税額は、令和5年中の所得や扶養親族等から算出しましたが、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者(注)については、令和6年度の給与支払報告書に記載することとされておらず、把握することができない場合があります。そのため、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者に係る定額減税は、令和7年度の市民税・県民税で行うこととされました。

(注) 前年中の合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者と生計を一にする配偶者で、前年中の合計所得金額が48万円以下の方

1 定額減税の対象者・定額減税額

令和6年中の合計所得金額が1,000万円を超え1,805万円以下かつ市民税・県民税所得割が課税される納税義務者で、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者(国外に居住する配偶者を除く。)がいる方は、令和7年度の市民税・県民税所得割額から1万円の控除を受けることができます。

定額減税の適用については、市民税・県民税申告書や確定申告書等で申告した内容から判断されますので、別途申請は必要ありません。

2 定額減税の適用方法

定額減税の適用方法は以下のとおりです。本市の条例に基づく個人市民税減税や税額控除(住宅ローン控除や寄附金税額控除など)を適用した後の所得割額から定額減税額を控除します(均等割額及び森林環境税額からは控除しません。)

$$\boxed{\text{所得割額}} = \left(\boxed{\text{前年中の所得金額}} - \boxed{\text{所得控除額}} \right) \times \boxed{\text{税率*}} - \boxed{\text{調整控除額}} - \boxed{\text{税額控除額等}} - \boxed{\text{定額減税額}}$$

* 市民税7.7% (条例に基づく市民税の減税後の税率)、県民税2%

3 定額減税の実施方法

令和6年度は定額減税の適用による期割の特例がありましたが、令和7年度はいずれの納付方法においても、定額減税後の税額を通常の納期(納期月)に分割して納付していただきます。

詳しくは、名古屋市公式ウェブサイトの「令和6年度及び令和7年度の市民税・県民税に適用される定額減税」ページをご覧ください。

市民税 定額減税

サイト内検索

国外に居住する親族等の扶養控除等の申告に添付又は提示する書類の見直し

国外に居住する配偶者や親族について、配偶者控除や扶養控除などの控除の適用を受けようとする場合は、国外に居住する配偶者や親族の生活費や教育費に充てるために支払をしたことを証明する「送金関係書類」等を申告の際に添付または提示する必要があります。

税制改正により、令和7年度の申告以降は、「送金関係書類」として資金決済に関する法律第2条第12項に規定する電子決済手段等取引業者の書類又はその写しで、当該電子決済手段等取引業者が納税義務者の依頼に基づいて行う電子決済手段の移転によって当該親族等に支払をしたことを明らかにするものが追加されました。

申告書を提出する際に必要なもの

- (1) 市民税・県民税申告書（名古屋市公式ウェブサイトでも作成できます。8 ページをご覧ください。）
 (2) 令和 6 年中の収入や控除などがわかるもの

（例）給与所得・年金所得 … 源泉徴収票

その他の所得 … 収入金額や必要経費がわかる書類

社会保険料控除等 … 控除証明書や支払った小規模企業共済等掛金の掛金額の証明書など

生命保険料控除・地震保険料控除 … 支払額などの証明書

障害者控除 … 障害の種別や等級（程度）のわかる手帳、障害者控除対象者認定書

勤労学生控除 … 学生証など

雑損控除 … 災害による損失や補填の金額がわかるものなど

医療費控除

通常の医療費控除 … 医療費控除の明細書（医療保険者等から交付された医療費通知を利用して記載した場合は、その通知書を添付してください。）

セルフメディケーション税制 … セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の明細書

寄附金税額控除 … 寄附金の受領証や特定事業者が発行する寄附金控除に関する証明書など

※申告書を提出する際に、給与所得及び公的年金等の源泉徴収票を添付する必要はありませんが、収入金額等の確認のため、提示をお願いする場合があります。申告会場で申告書を作成する場合は、源泉徴収票をお持ちください（郵送により提出する場合は、写しの添付をお願いします。）。

※日本国外に居住する親族に係る扶養控除等を受けようとする場合は、親族関係書類及び送金関係書類等の添付または提示が必要です。

※源泉徴収票に記載されている控除については、証明書は必要ありません。

- (3) 本人確認書類（身元確認書類及び番号確認書類）

提出者	本人	代理人	税理士
身元確認書類	マイナンバーカード（個人番号カード）（表面）、運転免許証、運転経歴証明書、身体障害者手帳、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、健康保険証、児童扶養手当証書 の中から 1 点 または 年金手帳、基礎年金番号通知書、敬老手帳、社員証、学生証等 の中から 2 点	マイナンバーカード（表面）、運転免許証、運転経歴証明書、身体障害者手帳、パスポート、在留カード、特別永住者証明書 の中から 1 点（代理人のもの） または 健康保険証、年金手帳、基礎年金番号通知書、児童扶養手当証書、敬老手帳、社員証、学生証等 の中から 2 点（代理人のもの） ＋ 委任状、法定代理人であることを証する書類	税務代理権限証書 ＋ 税理士証票 （税理士事務所の職員の場合は、税理士証票の写し）
番号確認書類 （本人のもの）	マイナンバーカード（裏面）、通知カード（氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り）、マイナンバーが記載された住民票の写し の中から 1 点（本人以外が提出する場合は写し）		

*健康保険証は令和7年12月1日まで身元確認書類として利用できます。また、健康保険証に代わって交付される資格確認書は健康保険証と同様に身元確認書類として利用できます。

- (4) 控用の返信用封筒（切手を貼り、宛先を書いてください。）

郵送により提出する場合で、申告書の控えが必要な場合は必ず同封してください。

本人確認について

マイナンバー（個人番号）を記載した市民税・県民税申告書を提出していただく際には、法令に基づき本人確認（身元確認及び番号確認）をさせていただきますので、身元確認書類及び番号確認書類を提示してください（郵送により提出する場合は写しを同封してください。）。

※健康保険証の写しを同封する場合は、保険者番号や被保険者の記号番号等を黒塗りしてください。

※同一生計配偶者や扶養親族の方の身元確認書類及び番号確認書類は必要ありません。

◎ 名古屋市では個人の市民税を減税しています。

◎ この手引きは、令和6年11月30日現在適用されている法令・条例に基づいて作成しています。

所得・所得控除計算表

次の表にあてはめて計算した金額を申告書の該当欄に転記してください。所得・所得控除の丸数字は、申告書に対応しています。

⑥ 給与所得

A	給与等の収入金額	円
---	----------	---

申告書の「1 収入金額等」の力に「A」の金額を転記してください。「A」の金額を下の表にあてはめて計算してください。

Aの金額	B 給与所得の金額 (円)
550,999 円まで	0
551,000 円から 1,618,999 円まで	(A - 550,000 円)
1,619,000 円から 1,619,999 円まで	1,069,000
1,620,000 円から 1,621,999 円まで	1,070,000
1,622,000 円から 1,623,999 円まで	1,072,000
1,624,000 円から 1,627,999 円まで	1,074,000

Aの金額	B 給与所得の金額 (円)
1,628,000 円から 1,799,999 円まで	C (C × 2.4 + 100,000 円)
1,800,000 円から 3,599,999 円まで	(A ÷ 4) (千円未満の端数切捨) (C × 2.8 - 80,000 円)
3,600,000 円から 6,599,999 円まで	,000 (C × 3.2 - 440,000 円)
6,600,000 円から 8,499,999 円まで	(A × 0.9 - 1,100,000 円)
8,500,000 円から	(A - 1,950,000 円)

所得金額調整控除の適用を受ける場合は、「B」の金額を下表にあてはめて計算してください。
(適用について詳しくは、4 ページ (※5) をご覧ください。)

D	{A (最高1,000万円) - 8,500,000 円} × 0.1	(最高15万円)	円	E	B - D	円
---	--	----------	---	---	-------	---

申告書の「2 所得金額」の⑥に「B (EがあるときはE)」の金額を転記してください (★)。

⑦ 公的年金等の雑所得

A	公的年金等の収入金額	円
---	------------	---

申告書の「1 収入金額等」のキに「A」の金額を転記してください。「A」の金額を下表にあてはめて計算し、申告書の「2 所得金額」の⑦に「B」の金額を転記してください。

昭和 35 年 1 月 2 日以後に生まれた方 (65 歳未満)	
Aの金額	B 公的年金等の雑所得の金額 (円)
600,000 円まで	0
600,001 円から 1,299,999 円まで	(A - 600,000 円)
1,300,000 円から 4,099,999 円まで	(A × 0.75 - 275,000 円)
4,100,000 円から 7,699,999 円まで	(A × 0.85 - 685,000 円)
7,700,000 円から 9,999,999 円まで	(A × 0.95 - 1,455,000 円)
10,000,000 円から	(A - 1,955,000 円)

昭和 35 年 1 月 1 日以前に生まれた方 (65 歳以上)	
Aの金額	B 公的年金等の雑所得の金額 (円)
1,100,000 円まで	0
1,100,001 円から 3,299,999 円まで	(A - 1,100,000 円)
3,300,000 円から 4,099,999 円まで	(A × 0.75 - 275,000 円)
4,100,000 円から 7,699,999 円まで	(A × 0.85 - 685,000 円)
7,700,000 円から 9,999,999 円まで	(A × 0.95 - 1,455,000 円)
10,000,000 円から	(A - 1,955,000 円)

※公的年金等の雑所得以外の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、計算方法が異なります。詳しくは、市税事務所へお問い合わせください。

★⑥で計算した給与所得と⑦で計算した公的年金等の雑所得の両方があり、合計額が10万円を超える場合は、下の表にあてはめて計算してください。

F	⑥で計算したB (EがあるときはE)	(最高10万円)	円	I	H - 10万円	円
G	⑦で計算したB	(最高10万円)	円	J	⑥で計算したB - I (EがあるときはE - I)	円
H	F + G		円		申告書の「2 所得金額」の⑥に「J」の金額を 転記してください。	

※⑥⑦で計算した所得金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

⑮ 生命保険料控除 保険契約の区分に応じて計算し、申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の⑮に「O」の金額を転記してください。

○旧契約（平成 23 年 12 月 31 日までに締結した保険契約等）

一般の生命保険料			個人年金保険料		
A	支払った保険料	円	B	支払った保険料	円
C	Aの金額	控除額（円）	D	Bの金額	控除額（円）
	15,000 円まで	(Aの金額)		15,000 円まで	(Bの金額)
	15,001 円から 40,000 円まで	(A×0.5+7,500 円)		15,001 円から 40,000 円まで	(B×0.5+7,500 円)
	40,001 円から 70,000 円まで	(A×0.25+17,500 円)		40,001 円から 70,000 円まで	(B×0.25+17,500 円)
	70,001 円から	35,000		70,001 円から	35,000

○新契約（平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等）

一般の生命保険料			個人年金保険料			介護医療保険料		
E	支払った保険料	円	F	支払った保険料	円	G	支払った保険料	円
H	Eの金額	控除額（円）	I	Fの金額	控除額（円）	J	Gの金額	控除額（円）
	12,000 円まで	(Eの金額)		12,000 円まで	(Fの金額)		12,000 円まで	(Gの金額)
	12,001 円から 32,000 円まで	(E×0.5+6,000 円)		12,001 円から 32,000 円まで	(F×0.5+6,000 円)		12,001 円から 32,000 円まで	(G×0.5+6,000 円)
	32,001 円から 56,000 円まで	(E×0.25+14,000 円)		32,001 円から 56,000 円まで	(F×0.25+14,000 円)		32,001 円から 56,000 円まで	(G×0.25+14,000 円)
	56,001 円から	28,000		56,001 円から	28,000		56,001 円から	28,000
K	C + H	(最高 28,000 円)	M	D + I	(最高 28,000 円)			
L	CとKのいずれか 大きい方の金額		N	DとMのいずれか 大きい方の金額		O	J+L+N	生命保険料控除（最高 7 万円） 円

⑯ 地震保険料控除 申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の⑯に「E」の金額を転記してください。

地震保険料		
A	支払った保険料	円

旧長期損害保険料		
B	支払った保険料	円

※地震保険料と旧長期損害保険料の両方に該当する契約については、AかBのいずれか一方ですら控除できません。

C	Aの金額	控除額（円）
	50,000 円まで	(A×0.5)
	50,001 円から	25,000

D	Bの金額	控除額（円）
	5,000 円まで	(Bの金額)
	5,001 円から 15,000 円まで	(B×0.5+2,500 円)
	15,001 円から	10,000

E	C+D	地震保険料控除（最高 25,000 円） 円
---	-----	---------------------------

⑰ 雑損控除 申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の⑰に「I」の金額を転記してください。

A	損害金額（合計）	円	F	C - E	円
B	保険金などで補填される金額	円	G	Cのうち災害関連 支出の金額	円
C	A - B（差引損失額）	円	H	G - 50,000 円	円
D	申告書⑫の金額	円	I	FとHのいずれか 多い方の金額	円
E	D×0.1	円	雑損控除		

※⑮⑯⑰の控除額の計算において算出した金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。